

男鹿市規則第6号

男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則の一部を改正する規則

男鹿市公益的法人等への職員の派遣等に関する規則（平成21年男鹿市規則第19号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
別表（第2条関係） 社会福祉法人 男鹿保育会 <u>社会福祉法人 男鹿市社会福祉協議会</u>	別表（第2条関係） 社会福祉法人 男鹿保育会
備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。	

附 則

この規則は、令和5年4月1日から施行する。